

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2025年 7月 29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー11階		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 代表取締役社長 カリン・ドラガン			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	197台	4台	0台	197台
	冷蔵機器及び冷凍機器	51台	5台	0台	51台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	4	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	2.46	キログラム	17.04	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	「改正フロン排出抑制法」により、リスト台帳を作成し管理しています。			
	廃棄時	機器廃棄時は、記録を保存します。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	専門知識を有する外部サービスによる簡易点検や年次点検を実施しています。			
	廃棄時	都道府県知事の登録を受けたフロン類充填回収業者による廃棄を行い、フロン類の回収証明書を確認し保存します。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	冷凍空調機器などを購入する際には、ノンフロン製品や地球温暖化係数の低い冷媒の製品を導入します。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。